

船員労働統計母集団等調査（事業者調査） 調査票記入要領

〔船員法上の予備船員として外国籍船に乗り組む船員についての調査〕

1. この調査は、統計法（昭和19年法律第53号）に基づく基幹統計調査である船員労働統計調査のうち、指定船舶調査（第1号調査）の標本設計を含めた調査方法及び集計手法等の見直しに必要となる基礎資料を得ることを目的として実施する、統計法に基づく一般統計調査です。
2. 本調査において知り得た事項については、統計法第41条により守秘義務が課せられており、秘密の保護に万全を期しているとともに、統計法第40条により本調査の目的以外に利用又は提供することはありませんので、ありのままを記入して下さい。
3. 調査票の提出については、8月末日までに必要事項をご記入の上、ご提出下さい。
4. この調査においてご不明点がございましたら、国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室までお問い合わせ下さい。

<記 入 要 領>

- この調査は、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員であって、船員法上の予備船員のうち外国籍船に乗り組む船員が調査の対象です。該当する予備船員を雇用している事業者様ごとに調査票を作成して下さい。
- この調査は、船員法上の予備船員のうち外国籍船に乗り組む船員における6月の給与支払期日現在において行い、調査の対象期間は、6月の1ヶ月間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前の1ヶ月間）です。ただし、昨年1年間の報酬（「定期払いで支払われた報酬」、「割増手当、航海日当等として支払われた報酬」及び「賞与等特別に支払われた報酬」）については、昨年（令和5年（2023年））1月から12月までの1年間です。

1. 船員法上の予備船員のうち、外国籍船に乗り組む船員の雇用状況について該当する項目に「○」を記入して下さい。なお、「②雇用していない」に「○」を記入した場合は（2）の回答は不要です。

2. 「区分」欄における「職員等」については、次表の具体的職種から、その該当する番号を記入して下さい。

1：船長	7：職員・機関士（二等）	13：職員・運航士（二号）
2：職員・航海士（一等）	8：職員・機関士（三等）	14：職員・運航士（三号）
3：職員・航海士（二等）	9：職員・通信長	15：職員・運航士（四号）
4：職員・航海士（三等）	10：職員・通信士（二等）	16：職員・運航士（五号）
5：職員・機関長	11：職員・通信士（三等）	17：職員・事務長
6：職員・機関士（一等）	12：職員・運航士（一号）	18：職員・事務員
		19：医師

「部員」の（ ）内は、次表の具体的職種から、その該当する番号を記入して下さい。

21：甲板長	24：操機手又は機関員	27：旅客へのサービス業務を行う部員(売店員、ウェイトレス等)
22：甲板手又は甲板員	25：司ちゅう長	28：船舶技士
23：操機長	26：調司手又は調司員	29：その他

記入欄に書ききれない場合は、調査票を複数枚使用して記入して下さい。（調査票をコピーして頂くか、<提出方法>に記載のある国土交通省ウェブサイトよりダウンロードして下さい。）

4. 「年齢」欄は、当該船員の6月1日時点の満年齢を記入して下さい。

5. 「性別」欄は、当該船員が男性の場合には「1」を、女性の場合には「2」を記入して下さい。

※ 「区分」欄における「職種」及び「性別」欄について、Excel形式の調査票を利用する場合はプルダウンで選択して下さい。

6. 「経験年数」欄は、当該船員がはじめて船員になってから現在までの経験年数を記入して下さい。1年未満の端数は切り捨てることとし、経験年数が1年未満の場合は、0年と記入して下さい。

7. 「勤続年数」欄は、当該船員が貴社に勤務した年数を通算して記入して下さい。1年未満の端数は切り捨てることとし、勤続年数が1年未満の場合は、0年と記入して下さい。

8. 「6月の月間総労働時間及び報酬について」欄における「月間総労働時間」欄は、6月中における「時間内労働時間」、「時間外労働時間」及び「補償休日労働時間」の合計を記入して下さい。

9. 「6月の月間総労働時間及び報酬について」欄における「報酬」については、給与支払期日現在に船員法上の予備船員のうち外国籍船に乗り組む船員に対して、6月に支払われたすべての報酬（税金、船員保険等を差し引く前のもの）を記入して下さい。なお、過去の月の追給又は精算額が支給された場合は除外して下さい。また、円以外の通貨での支給額については、円に換算して記入して下さい。

(1) 「定期払いを要する報酬」欄は、次に掲げるものの合計を記入して下さい。

(イ) 「給料」：船員法第4条に規定する報酬、すなわち一定の金額により定期的に支払う報酬のうち、基本となるべき固定給をいいます。

(ロ) 「家族手当」：船員の給与により生計を維持する者を有する者に支払われる報酬をいいます。

(ハ) 「その他の手当」：船員法施行規則第40条第2号及び第3号に規定する報酬のうち、家族手当以外の恒常的に支払われる手当をいいます。

(例：職務手当、乗船手当、船内住居手当、老齢船手当、危険品輸送慰労金 等)

(2) 「その他の手当」欄は、次に掲げるものの合計を記入して下さい。

(イ) 「割増手当・夜間割増」：労働協約、就業規則等において定められた報酬のうち、所定労働時間を越えた労働時間又は補償休日における労働時間に対して支払われた割増手当及び夜間割増の合計

(ロ) 「航海日当」：労働協約、就業規則等において定められた報酬のうち、乗船中の乗組員に対して、職務、基本給、航海区域等によって支払われる旅費的性格のもの合計

(ハ) 「その他の手当」：労働協約、就業規則等において定められた報酬のうち、労働の実績に基づき臨時的に行う労働に対して支払われる手当、実費弁償として支払われる交通費及びその他これらに類するものの合計

(例：執職手当、欠員手当、荷役手当、作業手当、通勤手当 等、算定の基礎となる期間が1ヶ月を越えない間について支払われるもの)

10. 「昨年1年間の報酬について」欄における「報酬」については、給与支払期日現在に船員法上の予備船員のうち外国籍船に乗り組んでいる者に対して、昨年1年間に支払われたすべての報酬（税金、船員保険等を差し引く前のもの）を記入して下さい。なお、過去の月の追給又は精算額が支給された場合は除外して下さい。また、円以外の通貨での支給額については、円に換算して記入して下さい。

(1) 「定期払いで支払われた報酬」欄は、「定期払いを要する報酬」の昨年1年間の報酬をご記入下さい。

(2) 「割増手当、航海日当等として支払われた報酬」欄は、「割増手当・夜間割増」、「航海日当」及び「その他手当」として支払われた昨年1年間の報酬の合計額をご記入下さい。

(3) 「賞与等特別に支払われた報酬」欄は、上記(1)、(2)以外の昨年1年間に支払われた報酬の合計額をご記入下さい。該当する報酬は、主として次に掲げるものをいいます。

(イ) 算定の基礎となる期間が1ヶ月を越える報酬（例：賞与、夏期手当、その他これに準ずる報酬）

(ロ) 予期していない事由に基づき支払われる報酬（例：災害の場合の一時金 等）

11. 「備考」欄には、船員職業安定法（昭和23年法律第100号）第92条に規定する派遣船員の場合には「派遣」を記入して下さい。

<提出方法>

- ご記入頂いた調査票は、令和6年8月31日（土）までに同封した返信用封筒にて郵送していただくか、**Excel形式またはPDF形式にて下記の電子メールアドレス宛に提出**して下さい。

Excel形式の調査票は下記ホームページによりダウンロード頂き、ご利用下さい。

【電子メールでの送付先】国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室 交通統計第三係 あて
提出先メールアドレス：hqt-stats-senrou-p202406@gxb.mlit.go.jp

ホームページアドレス：<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/senrou/senrou-p2024.html>

- 万が一、事業者様の名称・住所変更や廃止等されている場合は、下記連絡先までご連絡頂くか、調査票にその旨をご記載頂き、ご提出頂きますようお願いいたします。

TEL:03-5253-8348 E-mail：hqt-stats-senrou-p202406@gxb.mlit.go.jp